二　基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、簡易水道事業の場合にあつては、次のとおりとする。

(1)　おおむね三箇月に一回以上とすること。

(2)　当該事項についての過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね六箇月に一回以上とすることができる。

(3)　当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね一年に一回以上とすることができる。

(4)　水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、(1)の規定にかかわらず、おおむね三年に一回以上とすることができる。

(5)　過去一年間における当該事項についての検査の結果が基準値の五分の一を超えた場合は、(2)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、おおむね三箇月に一回以上とすること。

四　次のイ及びロに掲げる事項に関する検査は、当該イ及びロに掲げる場合に該当する場合には、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

イ　次の表の上欄に掲げる事項に関して、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十七の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十七の項、三十八の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中六の項、八の項及び三十三の項から三十六の項までの上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中十四の項から十九の項まで及び二十一の項の上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項	（略）

ロ　基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関して、水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業の場合であつて、当該水道用水供給事業者の検査の結果が基準値の五分の一以下であり、かつ、当該水道事業者が検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められるとき。ただし、過去一年間における当該事項についての検査の結果が基準値の五分の一を超えた場合は、当該水道事業者が検査を実施し、おおむね三箇月に一回以上とすること。

（新規）

四　次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	（略）
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	（略）